

貨物軽自動車運送業における死傷災害発生事例（2017年）

年	月	発生時	死傷災害発生事例	年齢	起因物(小)	事故の型	労働者規模
2017	1	9～10	県道交差点で、前の車両に追突した。	65	221	17	10～29
2017	1	9～10	チルド庫内で洗浄済みバットを搬送中に通路の角で他の作業員とぶつかりそうになった為、避けようとして体を捻った際に腰を痛めた。	57	911	19	—
2017	4	18～19	荷物を配達するため、軽四輪のリヤハッチを開けたところ、荷物の上に載せた台車が落ちてきて台車の金具と左手小指が接触し、血が止まらず左手小指挫創と診断された。	32	362	4	30～49
2017	4	5～6	前方に走行していたトラックが渋滞のため減速し始めたところ、気づくのが遅れてブレーキをかけたが追突した。	48	231	17	1～9
2017	4	10～11	冷蔵倉庫内にて貨物を出庫作業中、貨物の確認のためフォークリフトを停車しフォークリフトのマストに足をのせたとき、バランスを崩して落下した。	30	222	1	10～29
2017	5	16～17	建屋外で塗装用架台から重量約18kgの部品を手作業で荷役をしていたが、作業用エプロンが、架台に引っ掛かりエプロンを外すため後退したところ、路面は平らであったが左足を捻ってしまった。そのまま作業をしたが、徐々に腫れてきた。	51	415	19	—
		14～	就業先で、集荷に出発するため2階から1階へ降りる途中、階段の最				30

2017	5	15	後の1段を踏み外して、横向きに転んで落ち、大腿骨を骨折した。	70	413	1	～ 49
2017	5	23～ 24	倉庫1階にて商品をピッキング中に、生樽7Lを手を滑らせ右足の先の部分に落としてしまう。安全靴の着用を義務付けしているにもかかわらず、着用していなかった為、右足親指を骨折した。	52	911	4	30 ～ 49
2017	6	10～ 11	顧客先において荷卸作業中、トラック荷台とプラットホームをつなぐローラーを取り付けようと、ローラーを抱えながらプラットホームから荷台に移動したところ、誤ってプラットホームと荷台の隙間に左足を落とし、左足甲を負傷したものである。	37	221	1	1～ 9
2017	6	8～9	納品先で荷物を手で降ろす際、荷物を手で持ち上げて運ぶ時に腰と左足に痛みがはしった。なんとか全ての荷を下ろし、その日の業務を終えた。帰宅後自宅で安静にして、その後、痛みがあったが数日出勤して様子を見ていたが、痛みがひどくなった。	55	611	19	30 ～ 49
2017	7	9～10	工場の敷地内で4トントラックに紙オムツの詰込み作業をするために、トラック側部のサイドバンパーに足をかけ登ろうとしていたところ、右手が滑り、左足を踏み外し、バンパーと巻き込みの間に左足が落ち、ふくらはぎまで入ってしまい、足は抜けたが地面に落下し（1m）怪我をしたもの。	64	221	1	10 ～ 29
2017	7	12～13	大型トラックへ伐採した木材を積込み、トラック荷台へシートを張り終わった後、荷台から車体前方にある昇降梯子へ移動していたところ、積載していた材木に足をとられ、荷台に胸部を打ち付けた。	40	221	2	10 ～ 29
2017	7	14～15	配達先にて、工事中の玄関ポーチの溝に足がはまり、足を捻って負傷した。	43	418	2	10 ～ 29
2017	7	1～2	荷物をトラックに積み込み中、ラッシングヘットの金具を左側より掛け、右側の金具を掛ける際、腰に激痛がはしり動けなくなった。すぐに救急搬送を要請し病院にて受診したところ、骨に異常はなくぎっくり腰と診断され、痛み止めを処方され、数日の安静後痛みが	37	921	19	50 ～ 99

			とれれば就業可能と診断された。				
2017	7	4～5	納品先に駐車し、トラック荷台からパン箱3ケースを取ろうと持ち上げたとき、腰部を痛めた。	58	611	19	10 ～ 29
2017	7	6～7	前方で発生していた事故のため渋滞が発生しており、前走車両（大型）が減速し徐行・停止をしようとしていたため、同様に当方も減速し徐行・停止をしていたところ、後続の大型車両に追突された。後続の大型車両は、その後ろの大型車両に追突された勢いで前方に押され、当方車両に追突してきた。当方は、追突の衝撃で前走車両（大型）へ追突した際、自車キャビン前部と箱後部及びウイング等が破損した。運転していたドライバーは、衝撃の際に頸椎・左肋骨・右膝関節を打撲したが、命に別状はない。	47	231	17	30 ～ 49
2017	9	8～9	営業所内の倉庫にて、プレハブ型展示場の屋上物置スペースにフォークリフトで荷上げたロール状の断熱材を保管する際、体勢を崩してしまい約3m下のコンクリート地面へ落下。その際、ヘルメット未着用、落下防止措置をしていなかった。	49	418	1	10 ～ 29
2017	9	16～ 17	ラック通路でしゃがんで作業していたところ、後ろを通った別労働者のズボンポケットに入っていた金属製ヘラに被災者が接触し、裂傷した。	22	364	8	100 ～ 299
2017	9	16～ 17	配送センター内にて、荷受け口からトラックの荷台にカゴ台車を積み込むため、荷受け口とトラックの荷台の間に渡したコンパネを用いて、かご台車をトラックの荷台に載せる際、荷の進行方向を荷主の配送センター職員が、かご台車を引きその反対側で被災者が押していたところ、かご台車が倒れて、被災者の右足の膝から下が挟まれたものである。	49	362	7	30 ～ 49
2017	10	17～ 18	中型4tトラック荷台にて生肉荷積作業中、体勢が不十分であった為、持ち上げた時に右足に負荷が掛かり、歩行困難になった。	40	611	19	10 ～ 29

2017	10	13~ 14	市営住宅の階段で、荷物の配達中に、不在のため荷物を持って階段を下りている途中、荷物が落ちそうになり踏ん張ろうとしたため、階段を踏み外し骨折した。荷物はみかん箱程度のダンボールが3個。バランスが悪いダンボールのうえ、3個同時に運んだために発生した。	54	413	1	1~ 9
2017	10	9~ 10	車両に荷物の積み込み中、気を失い車両の横に仰向けに倒れ頭部の出血と腰の2ヶ所の骨折につき治療を受けた。	64	921	90	10 ~ 29
2017	11	9~ 10	当社構内において、運搬業務に向かうべく大型ダンプに乗り込み発車しようとしたところ、忘れ物をしたことに気付き、当該物を取るため運転席から降りる際、ダンプのステップにて足が滑りそのまま地面に落下（落差約1.2m）地面にて左足踵部を強打、骨折負傷した。	59	221	1	10 ~ 29
2017	11	1~2	構内にて、車輛最後部に、集荷用資材（7.5cm四方の角材）を縦5段、横8列に積載し、その前部に積んでいた配達用製品（パレット物）との間に、緩衝用毛布を噛ませようとし、資材後部より前部へ跨いで移動したところ、資材の下に、フォークリフトの爪を入れる為の角材（緩衝材）が、縦に2本敷いてあり、その左側前部の角材に左足を下ろした際、踏み外してしまい、強く左足を捻ってしまった。	48	522	3	30 ~ 49
2017	11	22~ 23	建築用カット部材を中型トラックで現場に運搬後、ぬかる地面にシートを敷き、その上に置いた木製の踏み台（H500程度）に乗り荷下ろし作業中、踏み台が横に滑り咄嗟に掴んだロープと荷の間に左手薬指が挟まれ同部に裂傷を負った。	22	221	17	1~ 9
2017	12	15~16	配送先敷地内で、荷物の積み降ろし作業をしているとき、ビール樽20?（20kg）を2段積みにしてあるところ、上の段の樽を取るときに手を滑らせたため、右手小指に樽が当たり、右手小指を骨折した。	47	611	6	10 ~ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_06.html